

ご存じですか？

児童扶養手当制度

福祉課障害・給付係
内線154

児童扶養手当とは・・・父母の離婚、父親との死別などで父親と生計を同じくしていない場合、18歳に達した年度末までの児童を監護する母親や、母親に代わって養育している方などを対象に、生活の安定と自立を助け、お子さんの健やかな成長のために支給する手当
手当の支給月額（平成19年4月現在）...児童1人につき9,850円～41,720円、第2子加算5,000円、第3子以降の加算3,000円（児童1人につき）

請求者本人と、同居の親族（扶養義務者）の所得により支給額を決定します（所得限度額を超えると手当は支給されません）。毎年8月の現況届で、前年所得

により支給額の見直しを行います。

手当の支払方法...4月・8月・12月に、前月分までを指定の口座に振り込みます。

請求方法...戸籍謄本などの必要書類をそろえての申請となります。事情により必要書類が異なりますので、福祉課で確認してください。

請求できない方...平成15年4月1日時点で離婚などの支給要件に該当してから5年を経過している方、公的年金などを受給されている方、事実上婚姻関係と同様の事情にある方 など

4月より、児童扶養手当の制度が一部変わります！

児童扶養手当法の改正により、次の要件に該当する場合は、4月分以降、手当の2分の1の額が支給停止の対象となります。

(1) 手当の支給開始月の初日から起算して5年 (2) 手当の支給要件（離婚など）に該当した月の初日から起算して7年 (1)(2)のうち、いずれか早い方を経過したとき（平成15年4月1日時点で該当している方については、平成15年4月1日から起算します）。

ただし、3歳未満の児童を監護する場合は、児童が3歳に達した月の翌月の初日から起算して5年を経過したときとなります。

支給停止の対象となっても次の条件に該当する場合、届け出により一部支給停止措置の適用を除外します。

- ① 就業している場合
- ② 求職活動その他自立に向けた活動を行っている場合
- ③ 受給資格者が一定の障害状態にある場合
- ④ 受給資格者が負傷・疾病などの理由で就業することが困難な場合
- ⑤ 受給者の監護する児童または親族が、障害の状態、負傷・疾病、要介護状態にあることなどの理由で介護を行う必要があり就業することが困難な場合

支給停止の対象となる方には、あらかじめ案内と関係書類を送付いたします。

・上記①～⑤の条件に該当する方・・・関係書類を期限までに提出

・上記①～⑤の条件に該当しない方・・・期限までに福祉課へ来庁

以後毎年8月に、現況届と併せて関係書類を届け出てください。

土岐市男女共同参画推進事業

笑いながら考える！生き生き人生！

—— 中日新聞にコラム「妻と夫の定年塾」を毎週水曜日に連載中 ——



作家

にしだ さよこ 西田小夜子 講演会

テーマ「人生、60歳からがおもしろい」
～夫婦のための定年塾～

- と き：3月14日(金) 午後7時開演
- と ころ：セラトピア土岐3階・大会議室
- ※申し込み不要

入場無料

詳しくは、総合政策課(内線212)へどうぞ。

※「男と女のいきいきコラム」は、今回お休みしました。